

市立学校普通教室空調機の更新整備に関する サウンディング型市場調査

横浜市では、市立学校（503校）における普通教室等の空調設備について、平成23～25年度に設置した空調機の更新整備に関する検討を進めています。

今回、事業者の皆様との「対話」を通じて、事業方式、事業範囲、事業スケジュール等の事業条件について、自由かつ実現可能なアイデアや御意見を広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の検討の参考としたいと考えています。ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

1 対話参加の申込み（事前申込制）

対話への参加を希望される方は、様式1「エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、以下の申込期間内に電子メールにてご提出ください。

（1）申込期間 令和8年8月5日（水）～令和8年8月31日（月）

（2）宛先：ky-eizen@city.yokohama.lg.jp

※電子メールの件名は「【申込み】市立学校普通教室空調機の更新整備に関するサウンディング型市場調査」としてください。

2 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

（1）対話実施期間

令和8年8月26日（水）～令和8年9月4日（金） 各社30分～1時間程度

（2）場所

横浜市役所会議室

※集合場所等は後日御連絡します。

（3）対象者（下記「5（5）参加除外条件」もあわせて御確認ください。）

民間事業者等（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ）

3 対話の目的及び対象施設の概要

(1) 背景・目的

本市では、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、市立学校の普通教室等へ空調設備を一斉に整備しました。設置から 15 年近くが経過し、機器の劣化や今後の故障リスクの高まりが懸念されることから、普通教室等の空調設備について、計画的な更新を進める必要があります。

本市では、空調設備の一斉更新整備を行う事業（以下「本事業」といいます。）の実施に向けて検討を進めています。本調査は、事業方式、事業範囲、事業スケジュール等の事業条件について、民間事業者の皆様から実現可能なアイデアや御意見を伺い、今後の事業方式等の検討に活用することを目的としています。

(2) 対象施設の概要

本市小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、約 480 校 約 9,700 教室

(3) 想定している条件等

ア 事業範囲に関する条件

本事業では、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて整備した市立学校普通教室等の空調設備について、教育活動への影響を最小限に抑えながら、計画的かつ効率的に更新整備を行うことを想定しています。

対象施設の普通教室に設置されている空調機の更新に必要な調査、設計、施工（既存機器の撤去を含む）および試運転、それらに必要な学校との調整等を含む業務を想定しています。

なお、既存冷媒管については、基本流用を考えていますが本業務内で調査し、劣化が激しいものについては、更新を考えています。

イ 事業方式に関する条件

本事業は施工による児童生徒の教育環境への影響を最小限にするために計画通りに事業を進める必要があります。5 年という短期間に多数の学校（約 480 校）へ整備を完了させる必要があることから、設計能力・施工能力・機器調達能力が確保されること、また、市内中小企業の企業力が十分に活用される事業手法とする必要があります。

そういった観点から、設計・施工一括方式（DB 方式）のほか、他の事業方式（従来型の施工方式（直接施工方式）、維持管理付きリース方式、PFI-BTO 方式、DBO 方式等）についてもヒアリングを行います。

ウ スケジュールに関する条件

機器の耐用年数及び故障リスクを踏まえながら、5 年間をかけて、段階的に更新するものとします。児童生徒の学習環境及び学校運営への影響を抑えるため、工事期間は長期休業期間（夏季、冬季、春季、期末）や土日祝日を基本とし、学校行事等を考慮しながら調整することを想定しています。

(4) 今後の想定スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは次のとおりです。

なお、今後の検討状況により変更となる可能性があります。

令和9年度	準備
令和10年度	公募・事業者選定、設計等
令和11～15年度	整備（約480校）

事業スケジュール（例） ※設計・施工一括方式により整備した場合

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年目(80校)	準備	事業者選定	設計・施工				
2年目(100校)		準備	事業者選定	設計・施工			
3年目(100校)			準備	事業者選定	設計・施工		
4年目(100校)				準備	事業者選定	設計・施工	
5年目(100校)					準備	事業者選定	設計・施工

事業スケジュール（例） ※設計・施工一括方式と直接施工を併用して整備した場合

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年目 DB方式 50校	準備	事業者選定	設計・施工				
直接施工 30校		設計	施工				
2年目 DB方式 70校		準備	事業者選定	設計・施工			
直接施工 30校			設計	施工			
3年目 DB方式 70校			準備	事業者選定	設計・施工		
直接施工 30校				設計	施工		
4年目 DB方式 70校				準備	事業者選定	設計・施工	
直接施工 30校					設計	施工	
5年目 DB方式 70校					準備	事業者選定	設計・施工
直接施工 30校						設計	施工

4 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です。）

（１）対話内容

主に次の項目について、前提条件を踏まえた御意見・御提案をお聞かせください。また、他都市での参考事例等がありましたら、あわせて御紹介ください。なお、自らが事業の実施主体となることを前提として、実現可能な御意見・御提案をお願いします。

1. 参加意向	本事業への参加意向（積極的に参加を検討したい、条件次第では参加を検討したい、現時点では判断できない、参加は難しいなど）をお聞かせください。 また、参加意向が向上する条件を具体的にお聞かせください。
2. 事業方式	(1)設計・施工一括方式（DB 方式） (2)その他の方式 直接施工方式、維持管理付きリース方式、PFI-BTO 方式、DBO 方式等 を比較し、実現性、メリット・デメリット、想定リスクおよび参加しやすい条件をお聞かせください。
3. 発注規模・ 施工可能校数	多数の学校を対象に空調機を更新するに当たり、次の事項について御意見をお聞かせください。 ア. 事業方式当たり 1 契約で何校程度が適切か イ. 事業方式当たり 1 契約で年度ごとの実施可能校数 ウ. 実施可能とするための、設計・施工期間およびその他準備期間
4. 市内中小企業 活用	市内中小企業の積極的な活用を基本方針としています。市内中小企業者の積極的な活用方法がありましたら、御意見をお聞かせください。
5. 維持管理	空調設備整備後の維持管理業務（点検・保守・清掃・修繕等）について、効率的・効果的な手法等がありましたら、御意見をお聞かせください。
6. 調達リスク	現在の市場環境を踏まえて、空調機の調達や労務量の確保に関する課題がありますか。また、適切な発注時期について御意見をお聞かせください。
7. 自由提案	空調設備の更新に当たってのコスト削減・工期短縮・品質向上に資する提案や効率的整備・運用のための工夫等、自由な発想に基づく効果的な整備手法がありましたら、御意見をお聞かせください。

（２）対話の進め方

参加事業者の皆様から上記項目に沿って御説明いただき、その内容を踏まえて、市側から質問します。
一部お答えいただけない項目・内容があっても差し支えありません。

5 留意事項

（１）参加及び対話内容の取扱い

- ・対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。

（２）対話に関する費用

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（３）追加対話への協力

- ・必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際は、御協力をお願いします。

（４）実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容を確認します。
- ・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

（５）参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

6 連絡先

【市立学校普通教室空調機の更新整備事業や質問項目に関すること】

連 絡 先 横浜市教育委員会事務局教育施設課
所 在 地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電 話 ・ F A X 045-671-3258／045-664-4743
E - m a i l ky-eizen@city.yokohama.lg.jp